

新たな政府指針による新型コロナウイルス (COVID-19) 対策の延長について

時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

3 月上旬にご案内いたしました、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する弊社の取組 みにご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

群馬県内においても 3 月 7 日に 1 例目の感染事例が報告されてから、これまでに 10 例を超える感染事例が報告されています。医療従事者の感染事例も発生したことを踏まえ、万が一にも私どもが感染の媒介者となってしまいお客様へご迷惑を掛ける事態が発生しないよう、また日本国内におけるこれ以上の感染拡大を防ぐため、当初 3 月 25 日までの期間としていたお客様への訪問・弊社へのご来訪の自粛(原則禁止)措置を、4 月下旬まで下記のように延長・変更させていただきます。

お客様には引き続き大変ご不便をお掛けしてしまいますが、何卒ご理解とご協力を賜れますようお願い申し上げます。

記

- ・会計監査や決算などに必要な資料のやりとりは、これまで通り原則として電子メールや郵送で 対応させていただきます。
- やむを得ぬ場合の弊社社員のお客様へのご訪問は、1日に1件とさせていただきます。
- ・お客様が弊社にご来社いただく際は必ず事前にご連絡いただき、1 時間以内にご用件を済ませていただけるようお願い申し上げます。
- ・集金等でお伺いする機会も変更になる場合がございます。口座振替やクレジットカードによる 支払いも対応しておりますので、支払い方法の変更を希望の場合は担当者にお知らせください。

以上